

議案第65号 説明資料

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例		改 正 条 例														
<p>○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成7年12月19日 条例第26号)</p> <p>第1条～第16条の2 略</p> <p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第17条 第10条の規定により町が処理する一般廃棄物の処理手数料として、別表第1に掲げる額を徴収する。</p> <p>2 前項の処理手数料の徴収方法は、規則で定める。</p> <p>第18条～第22条 略</p> <p>附 則 1～3 略</p> <p>4 編入前の忠類村の区域における町が処理する一般廃棄物のごみ処理手数料は、当分の間、第17条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>		<p>○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成7年12月19日 条例第26号)</p> <p>第1条～第16条の2 略</p> <p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第17条 第10条の規定により町が処理する一般廃棄物の処理手数料として、別表第1に掲げる額を徴収する。</p> <p>2 前項の処理手数料の徴収方法は、規則で定める。</p> <p>第18条～第22条 略</p> <p>附 則 1～3 略</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ごみ処理手数料</td> <td>燃えるごみ</td> <td>規則で指定するごみ袋で排出する場合</td> <td>5リットル 15円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃えないごみ 燃やせないごみ</td> <td rowspan="4"></td> <td>10リットル 20円</td> </tr> <tr> <td>20リットル 30円</td> </tr> <tr> <td>30リットル 50円</td> </tr> <tr> <td>45リットル 70円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	区分	金額	ごみ処理手数料	燃えるごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合	5リットル 15円	燃えないごみ 燃やせないごみ		10リットル 20円	20リットル 30円	30リットル 50円	45リットル 70円		
種類	区分	金額														
ごみ処理手数料	燃えるごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合	5リットル 15円													
	燃えないごみ 燃やせないごみ		10リットル 20円													
			20リットル 30円													
			30リットル 50円													
			45リットル 70円													

現 行 条 例

改 正 条 例

大型ごみ	70円
------	-----

備考 燃えるごみ、燃やせないごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。

別表第1（第17条関係）

種類	区分		金額
ごみ処理手数料	燃やせるごみ 燃やせないごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合当該ごみ袋の容量1リットルにつき	3円
		これによることが実情にそぐわないもので規則で定める単位につき	120円
	大型ごみ	10キログラムまで	100円
		30キログラムまで	200円
		50キログラムまで	400円
し尿処理手数料	基本料金	300リットルまで	1,740円
	超過料金	20リットル増すごとに	116円
	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。	

備考

- 燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。
- し尿処理量が300リットルを超える場合において、20リットル単位ごとに20リットル未満の端数があるときは、当該端数を20リットルとみなす。
- 特殊料金の適用は、し尿全体が凍結し特殊作業器具等で破碎し、水を添加して吸引する場合に限る。

別表第2 略

別表第1（第17条関係）

種類	区分		金額
ごみ処理手数料	燃やせるごみ 燃やせないごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合当該ごみ袋の容量1リットルにつき	3円
		これによることが実情にそぐわないもので規則で定める単位につき	120円
	大型ごみ	1個につき50キログラムまで	200円
し尿処理手数料	基本料金	300リットルまで	1,740円
	超過料金	20リットル増すごとに	116円
	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。	

備考

- 燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。
- し尿処理量が300リットルを超える場合において、20リットル単位ごとに20リットル未満の端数があるときは、当該端数を20リットルとみなす。
- 特殊料金の適用は、し尿全体が凍結し特殊作業器具等で破碎し、水を添加して吸引する場合に限る。

別表第2 略